

北栄町地球温暖化対策実行計画 (第2期 事務事業編)



平成27年3月

鳥取県北栄町

目 次

第1章 計画策定の背景	
1. 計画策定の背景	2
2. 第1期計画の目標と実績	3
第2章 基本的事項	
1. 計画の目的	4
2. 計画の期間	4
3. 計画の対象とする事務事業の範囲	4
4. 計画の対象とする温室効果ガス	4
5. 温室効果ガス排出量の算定方法	4
第3章 温室効果ガスの排出状況	
1. 温室効果ガス排出量	5
2. 温室効果ガス排出量の将来推計	5
第4章 計画目標の設定	
1. 目標設定の考え方	6
2. 温室効果ガス排出量の削減目標	6
3. 温室効果ガス排出量削減のための取組活動	6
第5章 具体的な取組活動	
1. 省エネ・省資源に配慮した取組	7
2. 公用車の適正使用に関する取組	7
3. グリーン購入の推進に関する取組	7
4. 紙製品、事務用品に関する取組	8
5. 廃棄物の発生抑制、4Rの推進に関する取組	8
6. 施設の新設・改修、設備や機器の改修・更新に関する取組	8
第6章 実行計画の推進	
1. 推進体制	9
2. 職員に対する研修	9
3. 実施状況の点検・評価及び公表	9
資料1 北栄町グリーン購入調達方針	11
資料2 毎月のエネルギー点検表	14
資料3 毎日の実践点検表	15

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が、18世紀の産業革命以降、文明の進化に伴い急激に上昇したことが原因とされています。

このまま地球温暖化が進行すると、海面の上昇による陸域の減少、豪雨や干ばつなど異常現象の増加、生態系への影響、農業生産や水資源への影響など、人類の生存基盤に関わる深刻な事態を引き起こす可能性があります。地球温暖化問題は、今や最も重要な環境問題のひとつであり、温室効果ガスの排出抑制に向けた早急な対策が求められています。

◆国内外の動き

1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで「気候変動枠組条約」が採択され、地球温暖化に関する国際的な取組の大きな契機となり、1997年に京都市で開催されたCOP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において、気候変動枠組条約の目標を達成するため、温室効果ガス排出削減についての数値約束を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、日本は、6種類の温室効果ガスの総排出量を、2008年から2012年の第一約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標を定めました。

京都議定書の採択を受けて、平成11（1999）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年10月公布）（以下「温対法」という。）」に施行され、地球温暖化対策における国、地方公共団体、事業者及び住民それぞれの責務を明らかにするとともに、都道府県や市区町村に対して、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画の策定を義務付けるものとなっています。

2009年のCOP15に先立ち、「温室効果ガス削減における中期目標を2020年までに2005年比で15%削減する」との表明がなされたことを受け、日本は、ニューヨークで開催された国連気候変動サミットにおいて「温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減すること」を条件付きながらも世界に約束することになりました。

しかし、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災と、それに伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地球温暖化対策を取り巻く環境が大きく変化し、エネルギー政策についての国民的議論が巻き起こるなか、2012年、COP18において京都議定書第二約束期間を2013年から2020年までの8年間と決定されましたが、すべての主要国による包括的な枠組みの構築に資さないことから、我が国は不参加を表明、さらに翌2013年、ワルシャワで開催されたCOP19において、気候変動枠組条約事務局に登録している25%削減目標を撤回し、2020年までに2005年比で3.8%削減するとの目標が発表されました。

今後の地球温暖化対策については、経済や地域の持続可能性も視野にいれながら、積極的に推進することとしています。

◆町の動き

本町では、平成18（2006）年12月に「北栄町環境基本条例」を制定、平成19（2007）年3月に「北栄町環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生し、あたたかい心のふれあいまち」の実現に向けての取組を推進しています。

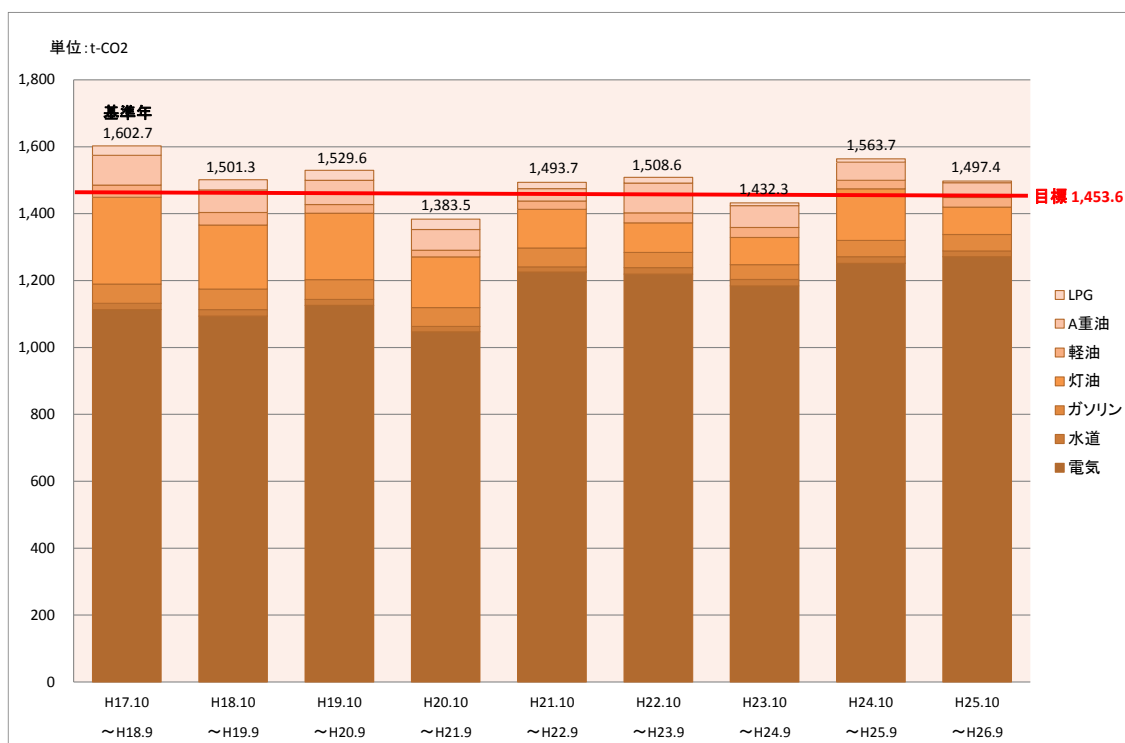
また、温対法第20条の3第1項に基づき、平成21年8月に「北栄町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、役場での事務・事業に起因する温室効果ガスの排出削減について、すべての町職員により実践しています。

2. 第1期計画の目標と実績

第1期計画では、平成17年10月から平成18年9月までの1年間を基準年とし、平成25年10月から平成26年9月の目標年までに9.3%の排出削減を目標に取組を開始しました。

排出削減の目標を達成できたのは、平成20年10月から平成21年9月の13.7%と平成23年10月から平成24年9月の10.6%の2か年だけで、そのほかの年には目標を達成することができませんでした。

■ 温室効果ガス総排出量の推移



目標期間最終年における項目別の温室効果ガス排出量について、基準年と比較します。

灯油、A重油、LPGの施設の燃料の使用に伴う排出量が大きく減少しているのに対し、電力の使用に伴う排出量が逆に基準年よりも増えているのは、学校給食センターやこども園の改修による施設設備の電化が主な原因と考えられます。公用車のガソリン、軽油の使用についても、それぞれ13.5%、22.3%と大きく減少しています。

■ 項目別使用量及び温室効果ガス排出量

項目	単位	基準年 (H17.10~H18.9)		最終年 (H25.10~H26.9)		対基準年比削減率 (%)
		使用量	排出量 (t-CO2)	使用量	排出量 (t-CO2)	
電気	MWh	2,005.9	1,113.3	2,290.7	1,271.3	△14.2
水道	m ³	52,357	18.8	47,182	17.0	9.9
ガソリン	ℓ	24,636	57.2	21,304	49.4	13.5
灯油	ℓ	104,341	259.8	32,951	82.0	68.4
軽油	ℓ	13,926	36.5	10,815	28.3	22.3
A重油	ℓ	32,727	88.7	16,300	44.2	50.2
LPG	kg	9,490	28.5	1,713	5.1	81.9
合計			1,602.7		1,497.4	6.6

職員全体での一斉に取り組んでいる始業前、昼休憩の一斉消灯、冷暖房の基準温度厳守、クールビズ・ウォームビズなどについては十分取り組んでいる一方で、個人が意識を持って取り組む30分以上使わない機器の電源オフ、夜間休日のコンセント抜き（スイッチ付タップ使用）や公用車のアイドリングストップなどのエコ運転などについては全体での十分な取組となっていない状況にあります。

また、省エネ改修や再エネ設備導入などのハード部門については、予算を伴う取組であるものの引き続き積極的な検討が必要です。

第2章 基本的事項

1. 計画の目的

本計画は、温対法第20条の3第1項に基づく、「温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として策定するものであり、第1期計画の後継計画として、北栄町役場の事務・事業に係る温室効果ガスの排出削減並びに吸収作用の保全及び強化に取り組むことを目的としています。

2. 計画の期間

本計画は、温室効果ガス排出量の実績を算定した直近の年度である平成25年度を基準年度とし、計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

3. 計画の対象とする事務事業の範囲

本計画の対象範囲は、平成27年4月1日時点で北栄町が行う全ての事務及び事業を対象とします。

また、第1期計画において対象から除外していた上下水道施設及び指定管理者制度により外部に運営を委託している施設については、今回の見直しで、平成26年3月に環境省が発行している「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂の手引き」に基づき、対象として取り扱うこととします。

ただし、他に貸与することを設置目的とする施設や町以外の者が管理している施設等については計画の対象外とします。（町営住宅、お試し住宅等）

4. 計画の対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項において規定されている二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の物質がありますが、二酸化炭素以外の温室効果ガスについては、排出量全体に占める割合が極めて小さいこと、その排出源が多岐にわたるため算定が困難であることから、本計画で対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素のみとします。

5. 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、第1期計画と同様、各活動により生じた活動量（エネルギー使用量）に、「排出係数」を乗じることにより算定します。

なお、算定に使用する「排出係数」については、次のとおりです。

■二酸化炭素（CO₂）排出係数

項目	第2期計画	第1期計画	単位	備考
電気	0.719	0.555	kg-CO ₂ /kWh	中国電力機の公表値（平成25年度実績）
水道	0.36	0.36	kg-CO ₂ /m ³	
ガソリン	2.32	2.32	kg-CO ₂ /ℓ	
灯油	2.49	2.49	kg-CO ₂ /ℓ	
軽油	2.58	2.62	kg-CO ₂ /ℓ	
A重油	2.71	2.71	kg-CO ₂ /ℓ	
LPG	3.00	3.00	kg-CO ₂ /kg	

※排出係数は、温対法施行令に規定された値を用います。なお施行令の改正により、第1期計画と本計画では排出係数が一部変更されています。

第3章 温室効果ガスの排出状況

1. 温室効果ガス排出量

計画基準年度（平成25年度）における温室効果ガス総排出量は、3,240.7t-CO₂で、その施設別、項目別排出量は次表のとおりです。

■温室効果ガス排出量

[施設]

(単位：t-CO₂)

項目	庁舎	学校施設	保育所・こども園	上下水道	その他	計
電気	399.7	789.2	188.5	1,117.7	475.1	2,970.2
水道	1.2	13.7	3.1	0.1	5.0	23.1
灯油	0.0	49.5	6.9	0.0	35.8	92.2
軽油	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
A重油	33.3	0.0	6.1	0.0	16.8	56.2
LPG	1.7	1.1	12.6	0.0	5.0	20.4
計	435.9	853.5	217.2	1,117.9	537.7	3162.2

[公用車]

(単位：t-CO₂)

項目	公用車	計
ガソリン	50.7	50.7
軽油	27.8	27.8
計	78.5	78.5

2. 温室効果ガス排出量の将来推計

計画期間である平成27年度から平成31年度の間において、本町の温室効果ガス排出量が大きく変動する要因としては、施設統廃合による減少が見込まれます。また、防災拠点等への再エネ設備導入や施設照明のLED化等の省エネ設備の導入等を進めることにより、さらに減少が見込まれます。

第4章 計画目標の設定

1. 目標設定の考え方

第1期計画において、始業前や昼休憩の消灯、冷暖房の基準温度厳守やクールビズ・ウォームビズなど定着した取組については継続を前提とし、30分以上使わない機器の電源オフ、夜間休日のコンセント抜き（スイッチ付タップ使用）や公用車のアイドリングストップなどのエコ運転など達成が不十分な取組についてはその原因を考察するとともに、削減ポテンシャルとして目標値に積み上げます。

また、第1期計画において対象から除外していた上下水道施設及び指定管理者制度により外部に運営を委託している施設についても第2期計画においては対象となることから、全体の実排出量を把握したうえで、必要とされるサービスの質を維持しつつ取り組める目標を設定します。

2. 温室効果ガス排出量の削減目標

目標設定に関する考え方を踏まえ、本計画における温室効果ガス削減目標は、次のとおりとします。

温室効果ガス排出量の削減目標

平成31年度までに、北栄町の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量を平成25年度比で **8.0%** 以上削減することを目標とします。

■項目別温室効果ガス排出量の削減目標（単位：t-CO₂）

項目	基準年度 (平成25年度)	目標年度 (平成31年度)	対基準年度比 削減率目標
電気	2,970.2	2,750.6	7.4%
水道	23.1	22.6	2.0%
ガソリン	50.7	48.4	4.5%
灯油	92.2	90.4	2.0%
軽油	27.8	27.2	2.0%
A重油	56.2	22.5	60.0%
LPG	20.4	20.0	2.0%
合計	3,240.7	2,981.7	8.0%

※A重油については、平成26年度に大栄庁舎の冷暖房設備をA重油ボイラーからヒートポンプに更新したことにより、大幅削減が見込めます。

3. 温室効果ガス排出削減のための取組活動

削減目標を達成するために、温室効果ガスの排出に直接的若しくは間接的に携わる全職員が、それぞれの立場、役割、業務内容あるいは場面に応じて削減に向けた取組を実行することが求められます。

削減目標の達成に向けて、次章で具体的な取組活動を示し、自主的かつ積極的に取組を進めます。

第5章 具体的な取組活動

1. 省エネ・省資源に配慮した取組

(1) 電気使用量の削減に関する取組

- ・階段や廊下等照明点灯箇所の削減、始業前や昼休憩時の消灯、会議室等使用後の消灯を心がけます。
- ・パソコンは省電力モードに設定し、30分以上席を離れる際にはスリープモード及びモニタの電源を切ることを徹底します。
- ・退庁時や長期不在時には、できる限り機器の主電源を切り、待機電力消費の削減に努めます。
- ・空調の温度設定は冷房 28℃、暖房 20℃とし、フィルタの清掃など空調設備の管理を徹底します。
- ・当月の電力使用量が契約電力量を超えることのないよう、監視メーター等の導入を検討します。

(2) 燃料使用量の削減に関する取組

- ・ガスコンロを使用する際には、火力の調節や沸かし過ぎを防止するなど適正な使用を徹底します。
- ・夏場など必要のないときには瞬間湯沸かし器の元栓を閉めるなど、必要最小限の利用に努めます。

(3) 水使用量の削減に関する取組

- ・洗面所や給湯室などで節水に努めるとともに、「節水」表示により施設利用者への呼びかけを行います。
- ・植木の水やり、打ち水など雨水の利用を検討します。

2. 公用車の適正使用に関する取組

- ・暖機運転の抑制、無駄なアイドリングストップ、急発進・急加速の抑制などをはじめとするエコドライブの徹底を図ります。
- ・目視によるタイヤ空気圧点検、エンジンオイルの交換など、公用車の日常的な整備・点検を徹底します。
- ・近距離の移動には徒歩や公用自転車の活用、遠距離の移動にはできる限り公共交通機関を利用するなど、公用車の適正な使用に努めます。

3. グリーン購入の推進に関する取組

- ・コピー用紙やOA用紙の調達にあたっては、グリーン購入適合品を購入します。(調達目標 100%) また、用紙の包装紙は再資源化できる紙を使用しているものについて購入するよう努めます。
- ・事務用品や施設管理用品等を購入する際には、「北栄町グリーン購入調達方針」に沿って物品等を選択するよう努めます。
- ・広報紙やパンフレット等の印刷物の発注にあたっては、古紙配合率の高い用紙を指定します。

4. 紙製品、事務用品に関する取組

- ・両面コピー、集約印刷の活用や、印刷前のプレビュー確認によりミスコピーの防止に努めます。
- ・使用済用紙の裏面利用や使用済封筒の再利用に努めます。
- ・庁内LANや電子メールの活用などにより、紙使用量の削減を図ります。
- ・会議では、プロジェクターの活用や両面印刷により、印刷資料をできる限り低減します。
- ・衛生管理上必要な場合を除き、ペーパータオル等使い捨て製品の使用を控えます。
- ・机や棚の中に、不必要に事務用品等をため込むことなく、必要最小限の保有に努めます。

5. 廃棄物の発生抑制、4Rの推進に関する取組

- ・物品等の購入の際には、簡易包装、詰め替えが可能な製品、再利用が可能な製品など、廃棄物の発生抑制に資する物品の購入に努めます。
- ・職員は、マイバッグ、マイ箸、マイボトル持参を心がけ、レジ袋、割りばし、ペットボトルなど、ごみになるものを施設内に持ち込まないよう努めます。
- ・使わなくなった物品でまだ使用できるものについては、廃棄する前に広く呼びかけ、譲渡するよう努めます。
- ・再生資源の分別を徹底し、資源化に努めます。
- ・庁舎等で使用のごみ袋は（小）とし、それ以外の施設でもごみ袋の使用をできる限り減らすことで、ごみの排出抑制に努めます。
- ・下水汚泥の減量化及び資源化について検討します。
- ・公共工事においては、建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。
- ・再生砕石や廃木材など、再生資材の工事への利活用に努めます。
- ・工事で発生する建設副産物の分別回収や再資源化に努めます。

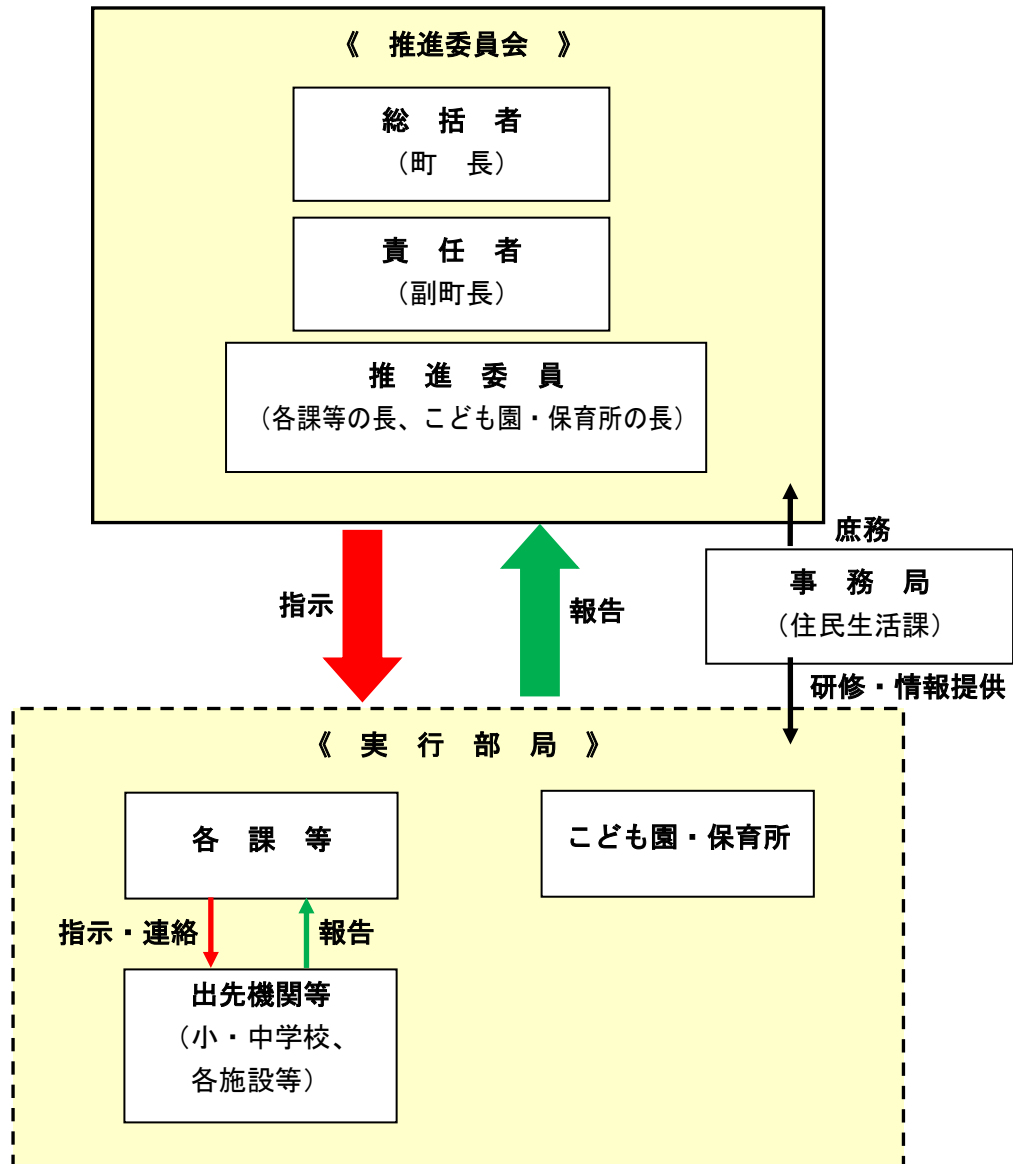
6. 施設の新設・改修、設備や機器の改修・更新に関する取組

- ・施設の新設、改修にあたっては、屋根や空スペースを活用した太陽光発電設備など、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・LED照明等のエネルギー消費効率の優れた機器やコージェネレーションシステム（熱電併給）によるエネルギー効率の高い設備等を導入し、施設の省エネルギー化に努めます。
- ・施設整備の際は、自然光をできる限り採り入れる工夫や断熱化による施設の省エネルギーに努めます。
- ・車両の更新時には、電気自動車やプラグインハイブリッド車など、環境に配慮した車両の導入に努めます。
- ・施設の敷地内や周辺の緑化に努めます。

第6章 実行計画の推進

1. 推進体制

本計画を効果的かつ継続的に推進するため、北栄町地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、次のとおり体制を整備します。



2. 職員に対する研修等

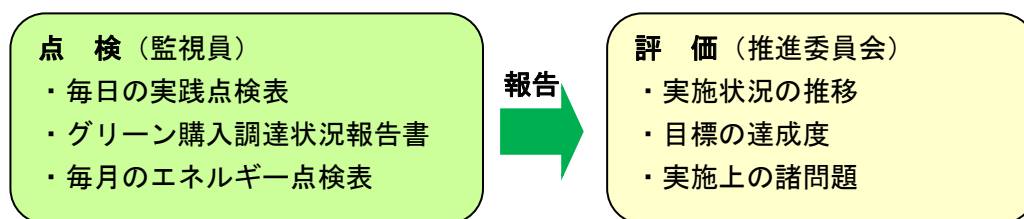
実行計画の機動的な実施と排出削減のための具体的な取組活動を職員研修等の機会を通じて周知徹底します。

また、温暖化対策に資する取組や関連情報を提供します。

3. 実施状況の点検・評価及び公表

実行計画の実施状況等について、各課等に配置した北栄町地球温暖化対策実行計画監視員（以下「監視員」という。）により、定期的な点検、検査を実施し、推進委員会に報告します。

推進委員会は、毎年度、各課等の監視員より報告を受けた実行計画の実施状況等の点検結果及び実施上の諸問題の整理をふまえ、実行計画の実施状況等を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



また、本計画の内容や実施状況等について、町のホームページ等により公表し、職員のより積極的な取組の推進を図るとともに、町民や事業者による温暖化防止に向けた自主的な取組を促します。

北栄町グリーン購入調達方針

1. 趣 旨

地球温暖化や廃棄物といった環境問題を解決するために、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造を見直し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会実現に向けた取組を進めることが求められています。その取組の一環として、物品や役務（以下「物品等」という。）を購入する際は、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達することを推進するため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第 10 条に基づき、方針を定める。

2. 適用範囲

北栄町役場及び北栄町役場の出先機関

3. 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要になっている。このことから、物品等調達時には、次の点に特に配慮するものとする。

- ①環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④長期間の使用ができること。
- ⑤再使用が可能なこと。
- ⑥リサイクルが可能なこと。
- ⑦再生された素材や再使用された物品を多く利用していること。
- ⑧廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

4. 調達品目及び調達の目標

重点的に調達を推進する環境物品等（以下、「特定調達品目」という。）は、「特定調達品目一覧」として別に定める。

5. 調達の手順

- ①物品等の調達については、「特定調達品目一覧」に定めるものを調達すること。「特定調達品目一覧」に定めのない物品等に関しては、「3. 基本方針」に従い物品等を選択するよう努めること。
- ②「特定調達品目一覧」に定める物品等を購入した課等は、毎月調達状況を集約し、別表「グリーン購入調達状況報告書」にまとめ、翌月 10 日までに住民生活課に報告するものとする。

グリーン購入調達状況報告実施手順書

1. 目的

この手順書は、北栄町グリーン購入調達方針に基づき、グリーン購入調達状況報告の実施作業を確実にを行うことを目的とする。

2. 適用範囲

この手順書は、北栄町役場及び北栄町役場の出先機関すべてで行う業務に適用する。

3. 責任者

各課等におけるグリーン購入調達に関する責任者は、課長等とする。

4. 実施手順

(1) 各課等において、データまたは紙により、「グリーン購入調達状況報告書」を職員内で共有する。(出先機関については、各出先機関職員内で共有する。)

(2) 「特定調達品目一覧」に定める物品等の調達を行った職員は、上記「グリーン購入調達状況報告書」に購入日、品目、調達数量、調達金額を記入する。

※「特定調達品目一覧」に定めのない物品等については、記入の必要はない。

(3) 各課長等は、物品等の購入に関する支出伝票の決裁時に、担当職員に「グリーン購入調達状況報告書」に記入しているか、口頭で確認する。(電子決裁になったため伝票に「G済」と記載することができなくなったため。)

グリーン購入調達状況報告書

年 月分

所 属

購入日	調達物品等 (「特定調達物品一覧」に定める物品等)	調達数量	調達金額 (税込み)	
			グリーン購入適合	グリーン購入不適
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
日				
計			0	0
(グリーン購入で不適とした場合の理由)				

(調達状況集計)

区 分	調達金額	うちグリーン購入額	達成率
今月 調達金額			
前月までの合計			
調 達 合 計			

所属名：

(年 月)

毎日の実践点検表

担当者：

区分	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日
昼休憩の消灯																	
暖房・冷房基準温度の厳守																	
30分以上不使用機器の電源off																	
夜間・休日のコンセント抜き																	
アイドリングストップ等配慮運転																	
ミスコピー紙の裏面利用																	
資料の両面コピー																	
紙を捨てない(100%再資源化)																	
両面使用済用紙の回収BOX入れ																	
物品等の調達方針に基づく購入																	
可燃ごみ(大)																	
可燃ごみ(小)																	

区分	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	備	考
昼休憩の消灯																
暖房・冷房基準温度の厳守																
30分以上不使用機器の電源off																
夜間・休日のコンセント抜き																
アイドリングストップ等配慮運転																
ミスコピー紙の裏面利用																
資料の両面コピー																
紙を捨てない(100%再資源化)																
両面使用済用紙の回収BOX入れ																
物品等の調達方針に基づく購入																
可燃ごみ(大)																
可燃ごみ(小)																

達成できなかった場合に「○」、できなかった場合は「×」、該当がなかった場合は「-」を記入する。
 可燃ごみ(大)、(小)には袋数を記入し、当該月の合計数量をエネルギー一点検表の「ごみ排出量」に記入する。

毎月のエネルギー点検表

____年 ____月

所属名：

1 エネルギーの消費量

区 分	単位	消費量	二酸化炭素排出量	備 考
電気	kWh		kg-CO ₂	
水道	m ³			
ガス	m ³			
灯油	ℓ		kg-CO ₂	
重油	ℓ		kg-CO ₂	
ガソリン	ℓ			
軽油	ℓ			
BDF	ℓ		—	
計			kg-CO ₂	
コピー用紙B5	冊			左表のグリーン購入数量と突合
コピー用紙A4	冊			左表のグリーン購入数量と突合
コピー用紙B4	冊			左表のグリーン購入数量と突合
コピー用紙A3	冊		—	左表のグリーン購入数量と突合

当該月に消費がなかった場合は「0」を記入すること。

年間を通して消費しないものについては斜線をひいてもよい。

グリーン購入報告の冊数と同じであること。

2 ごみの排出量

区 分	単位	排出量	二酸化炭素排出量	備 考
可燃ごみ(大)	袋		kg-CO ₂	毎日の実践点検より月合計記入
可燃ごみ(小)	袋		kg-CO ₂	毎日の実践点検より月合計記入

毎日の実践点検表により月の合計数を記入する。